

## 『消防設備士第4類 令和4年上巻』 に関するお詫びと訂正のご案内

『消防設備士第4類 令和4年上巻』の内容について誤りがありましたことを、心よりお詫び申し上げます。以下の通り訂正致しますので、お手持ちの本書に加筆訂正をお願い致します。

ご迷惑をおかけ致しまして誠に申し訳ございません。

よろしくお願ひ申し上げます。

### 初 版

P48

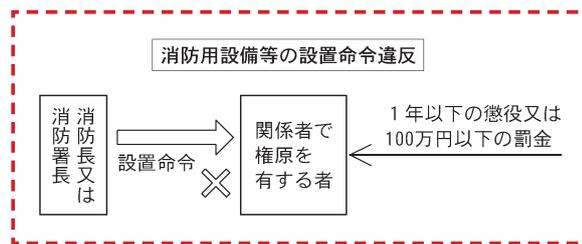
※**図を訂正**

正

#### ■ 1. 罰則

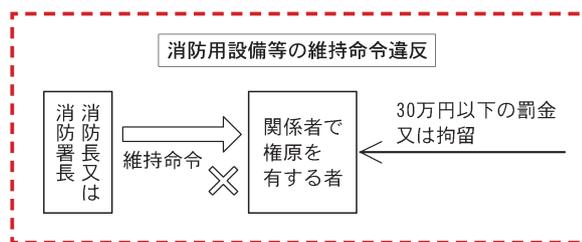
◎次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する（法第41条）。

⑤法第17条の4の規定による命令に違反して消防用設備等を設置しなかった者（設置命令違反）



◎次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する（法第44条）。

⑫法第17条の4の規定による命令に違反して消防用設備等の維持のため必要な措置をしなかった者（維持命令違反）



〔解説〕 消防用設備等の設置命令違反と維持命令違反を比べると、刑罰は設置命令違反の方がより重いことになる。